

ヤード適正化条例について

平成 27 年 9 月 7 日
千葉県環境生活部廃棄物指導課

1 条例制定の主な背景

- ・本県のヤード数は、全国的に見て突出して多い。
(全国のヤード数の約 2 割)
- ・油流出等により周辺環境への悪影響が発生している。
- ・不正に取得された自動車の保管場所などとして利用されているヤードが存在する。
- ・実態を把握できないヤードが多い。

2 条例の概要

(1) 目的

- ・県民の生活環境の保全上の支障の防止
- ・県民の平穏な生活の確保

(2) ヤードの定義

- ・エンジン等の自動車部品の保管等の用に供する施設のうち、その外周の全部又は一部に板塀等が存する施設

(3) 規制の内容

- ①届出義務
- ②油の地下浸透等の防止措置の義務
- ③原動機を受け取る際の相手方確認等の義務

(4) 実効性の確保

- ①勧告及び措置命令
- ②報告徴収及び立入検査
- ③罰則

- ・措置命令違反、届出義務違反等は、罰則の対象

(5) 主な罰則

- ・措置命令違反：1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- ・届出義務違反：3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

(6) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

【参考】

1 平成 27 年 6 月末の千葉県内のヤード数 (千葉県警調べ)

千葉県内	うち地域別
510 箇所	印旛地域 348 箇所 (68.2%)
	千葉・市原地域 54 箇所 (10.6%)
	山武地域 35 箇所 (6.9%)
	その他 73 箇所 (14.3%)

2 立入りの状況 (平成 27 年 7 月末時点)

282 か所 (延べ 317 か所)

(印旛 198 か所、千葉・市原 27 か所、山武 26 か所、その他 31 か所)

3 届出の状況 (平成 27 年 7 月末時点)

207 件

(印旛 148 件、山武 19 件、千葉・市原 17 件、その他 23 件)

土地の所有者・ヤードの設置者へのお願い

土地やヤードを貸したり売ったりしようとする場合は、不法ヤードとして使用されるおそれがないか、十分に確認してください。

万一、貸している土地やヤードが不法ヤードとして使用されていると思われるときは、関係機関に通報してください。

違反への対処

必要があれば、ヤード内に立ち入って検査や質問をします。

この条例の義務に違反した場合、最高で1年の懲役刑が科せられます。

留意点

- 立入検査の際には、警察官が同行することがあります。

問い合わせ先

- ヤード適正化条例関係一般
千葉県環境生活部廃棄物指導課 ヤード対策班 ☎043-223-4658
各地域振興事務所
- 自動車リサイクル法関係
千葉県環境生活部廃棄物指導課 ヤード対策班 ☎043-223-4658
各地域振興事務所
各政令市・中核市
- 古物営業法関係
千葉県警察本部 風俗保安課 ☎043-201-0110(代表)
- ヤードの犯罪関係一般
千葉県警察本部 組織犯罪対策課 ☎043-201-0110(代表)
各警察署

ヤード適正化条例

(千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例)

ヤード内の自動車の部品から油などが周辺に流出したり、盗難など不正に取得された自動車の部品がヤード内に保管されている事案があります。

そこで千葉県では、県民の皆さまの生活環境を保全し、平穏な生活を確保するため、ヤード適正化条例(通称)を制定しました(平成27年4月1日施行)。

ヤードの運営者は、各関係法令のルールに加えて、新たに本条例のルールも守る必要があります。

また、ヤードの設置者や土地の提供者も、ご協力をお願いします。

- ◆千葉県内のヤードにおける自動車部品の保管又は分離を規制する条例の施行日は、平成27年4月1日です。
- ◆既に自動車部品の保管又は分離をしている場合についても、規制の対象となります。
- ◆この条例の規制の対象となる「ヤード」は、エンジンやプロペラ・シャフトなどの自動車部品の保管又は分離の用に供する施設です。周囲の一部にでも板塀やコンテナなどがあれば、規制の対象です。
- ◆例えば、自動車リサイクル法では許可が不要なハーフカット車から自動車部品を分離する行為も、この条例の規制の対象です。

千葉県

ヤードとは？

この条例の規制の対象となる「ヤード」は、エンジンやプロペラ・シャフトなどの自動車部品の保管又は分離の用に供する施設です。

留意点

- 周囲の一部にでも板塀やコンテナなどが存在すれば、完全に囲まれていなくても規制の対象となります。
- 業として行っていない場合は、300㎡未満は適用除外となります。しかし、業として行っている場合は、面積にかかわらず全てが規制の対象となります。
- オートバイなどの部品はこの条例の規制の対象外ですが、中古の四輪自動車の部品を併せて扱っていれば規制の対象となります。
- ハーフカット車の保管についても、この条例の規制の対象となります。
- この条例は、道路運送車両法の認証を受けた自動車分解整備事業者には、原則として適用されません。

届出義務

ヤード内で自動車部品の保管や分離をしようとする場合は、これらの行為に着手する前に、知事に届出をしなければなりません。

この条例の施行の際、既にこれらの行為を行っている場合も、知事に届出をしなければなりません（平成27年6月30日まで）。

留意点

- この義務は、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けている者には、原則として適用されません。
- 届出書の提出部数は、2部です。記載事項は、ヤードの所在地、規模、設備、油などの浸み出し防止措置の内容などです。添付書類は、見取り図やヤードの使用権原を証する書類などです。
- 届出後に変更があった場合や、休止したり廃止したりした場合なども、知事にその旨を届け出なければなりません。
- 届出をした者は、ヤードごとに、届出番号などを記載した標識を掲げなければなりません。

油などの浸み出し防止の措置義務

自動車部品に用いられる油などがヤードにおいて地下に浸透しないように、床面を鉄筋コンクリートなどで造らなければなりません。

自動車部品に用いられる油などがヤードから流出したりしないように、屋根、覆いなどを備えなければなりません。

この条例の施行の際、既にヤード内で自動車部品の保管や分離をしている場合は、平成27年6月30日までにこれらの措置を講じなければなりません。

留意点

- この義務は、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けている者には、原則として適用されませんが、自動車リサイクル法に基づく義務を履行する必要があります。

原動機（エンジンやモーター）の取引をする際の義務

原動機を受け取ろうとする際には、相手方の取引担当者の氏名、住所などを確認しなければなりません。

原動機を受け取ろうとする際に、そのエンジンなどが盗難品などの疑いがあった場合は、直ちに警察に申告しなければなりません。

原動機の取引の記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

留意点

- これらの義務は、古物営業法の営業許可を受けている古物商には、同法と重複する部分については適用されませんが、古物営業法に基づく義務を履行する必要があります。
- 取引担当者の氏名、住所などの確認は、規則で定める方法によらなければなりません（古物商は、古物営業法が求める確認の方法と同じです。）。
- 記録は、規則で定める様式「原動機取引記録簿」によらなければなりません。記載事項は、取引年月日、原動機の品目・特徴、取引の相手方・取引担当者などです。